

令和8年3月8日執行
洲本市長選挙
洲本市議會議員選挙

届出関係諸用紙Ⅱ
(公費負担関係)

洲本市選挙管理委員会

公費負担関係様式一覧

区分		様式種別	番号	頁	
自動車の使用	ハイヤー契約	自動車運送契約書	【1】	3	
		選挙運動用自動車の使用の契約届出書	【2】	4	
		選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	【3】	6	
		請求書(選挙運動用自動車の使用・自動車)	【4】	7	
	個別契約	自動車賃貸借契約書	【5】	10	
		自動車燃料供給契約書	【6】	11	
		自動車運転手雇用契約書	【7】	12	
		選挙運動用自動車の使用の契約届出書	【8】	13	
	自動車	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	【9】	15	
		請求書(選挙運動用自動車の使用・自動車)	【10】	16	
	燃料	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	【11】	18	
		選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	【12】	19	
		請求書(選挙運動用自動車の使用・燃料)	【13】	20	
	運転手	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	【14】	22	
		請求書(選挙運動用自動車の使用・運転手)	【15】	23	
ビラ作成		ビラ作成契約書	【16】	26	
		選挙運動用ビラ作成契約届出書	【17】	27	
		選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	【18】	28	
		選挙運動用ビラ作成証明書	【19】	29	
		請求書(選挙運動用ビラの作成)	【20】	30	
ポスター作成		ポスター作成契約書	【21】	33	
		選挙運動用ポスター作成契約届出書	【22】	34	
		選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	【23】	35	
		選挙運動用ポスター作成証明書	【24】	36	
		請求書(選挙運動用ポスターの作成)	【25】	37	
その他		選挙公費負担関係届出代理人証明書	【26】	39	

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）

提出時期	様式名	番号
あらかじめ	自動車運送契約書	【1】
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	【2】
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	【3】
	請求書（選挙運動用自動車の使用・自動車）	【4】

自動車運送契約書【1】

選挙候補者 (以下「甲」という)
と
以下「乙」という) は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1 使 用 目 的 公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のために使用。

2 車種及び登録番号

3 台 数 1 台

4 使 用 期 間 令和 8 年 月 日から
令和 8 年 月 日までの 日間とする。

5 契 約 金 額 円 (税込)
(内訳 1 日 円 (税込) × 日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき洲本市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、洲本市に請求する額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は洲本市に請求ができない。

7 そ の 他

この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 8 年 月 日

甲

選挙候補者

住 所

氏 名

(印)

乙 住 所

名 称

代表者

(印)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書【2】

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 8年 月 日

令和8年3月8日執行

選挙

候補者

洲本市選挙管理委員会
委員長 蓮井 慶太郎 様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	・ ・		・ ~ ・	円	
	・		・ ~ ・	円	
	・ ・		・ ~ ・	円	
運転手の 雇用	・ ・		・ ~ ・	円	
	・ ・		・ ~ ・	円	
	・ ・		・ ~ ・	円	
燃料代	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。
(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【3】

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 月 日

令和8年3月8日執行

選挙

候補者

記

運送等契約区分 （該当する方の番号に○を） してください。	①一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額
	令和8・・	円

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、請求書の用紙とともに候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が洲本市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収されたときは、運送事業者等は、洲本市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (2) (1)以外の場合 16,100 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結されたときは、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用されるときは、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、洲本市に支払を請求することはできません。

請　求　書【4】

(選挙運動用自動車の使用・自動車)

洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 8年 3月 日

洲 本 市 長 様

住所 (所 在 地)

氏名 (名 称)

(代表者名)

記

1 請 求 金 額 円

2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和8年3月8日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 支 払 先 口 座

銀行	支店	種類	口座番号
		普通・当座	
ふりがな			
口座名義			

※この請求についての連絡先をご記入ください。

電話番号		事務担当者名	
------	--	--------	--

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（自動車）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収されたときは、洲本市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあっては本人の確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)		請求金額	備 考
		ハイヤー等の 場合	その他の場合		
令和8・・	円	64,500 円	円	円	
令和8・・	円	64,500 円	円	円	
令和8・・	円	64,500 円	円	円	
令和8・・	円	64,500 円	円	円	
令和8・・	円	64,500 円	円	円	
令和8・・	円	64,500 円	円	円	
令和8・・	円	64,500 円	円	円	
計				円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車の使用（個別契約）

◆契約

提出時期	様式名	番号
あらかじめ	自動車賃貸借契約書	【5】
	自動車燃料供給契約書	【6】
	自動車運転手雇用契約書	【7】
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	【8】

◆自動車

提出時期	様式名	番号
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	【9】
	請求書（選挙運動用自動車の使用・自動車）	【10】

◆燃料

提出時期	様式名	番号
請求前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	【11】
請求のとき	選挙運動用確認書（燃料代）	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	【12】
	請求書（選挙運動用自動車の使用・燃料） ※給油伝票の写し添付	【13】

◆運転手

提出時期	様式名	番号
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	【14】
	請求書（選挙運動用自動車の使用・運転手）	【15】

自動車賃貸借契約書【5】

選挙候補者 (以下「甲」という)と
(以下「乙」という)は、選挙運動用自動車の賃貸借について次の
とおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用。

2 車種及び登録番号

3 台 数 台

4 使用期間 令和 8年 月 日から
令和 8年 月 日までの 日間とする。

5 契約金額 円(税込)
(内訳 1日 円(税込) × 日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき洲本市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、洲本市に請求する額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は洲本市に請求ができない。

7 その他の

この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 8年 月 日

甲 選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

自動車燃料供給契約書【6】

選挙候補者 (以下「甲」という) と
 (以下「乙」という) は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 8年 月 日から令和 8年 月 日までの 日間とする。

2 供給場所

所在地

名 称

3 供給を受ける自動車の登録番号

4 単 価 円／ℓ (税込)

5 契約金額

契約金額については、 円を限度とし、その金額を超過する場合については、甲と乙は別途契約をするものとする。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は洲本市議會議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき洲本市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、洲本市に請求する額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は洲本市に請求ができない。

7 そ の 他

この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 8年 月 日

甲

選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙

住 所

名 称

代表者

印

自動車運転雇用契約書【7】

選挙候補者 (以下「甲」という) と
(以下「乙」という) は、甲が使用する公職選挙法第 141 条に
定める選挙運動自動車に関する雇用について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

令和 8 年 月 日から令和 8 年 月 日までの 日間とする。
原則として毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額

円 (1 日につき 円)

3 運転する自動車の登録番号

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は洲本市議会議員及び洲本市長の選挙
における選挙運動の公営に関する条例に基づき洲本市に対し請求するものとし、甲
はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、洲本市に請求する額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足
額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は
洲本市に請求ができない。

5 その他の

この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 8 年 月 日

甲 選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書【8】

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 8年 月 日

令和8年3月8日執行

選挙

候補者

印

洲本市選挙管理委員会
委員長 蓮井 慶太郎 様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	
・・		・～・	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	・ ・		・ ~ ・	円	
	・ ・		・ ~ ・	円	
	・ ・		・ ~ ・	円	
運転手の 雇用	・ ・		・ ~ ・	円	
	・ ・		・ ~ ・	円	
	・ ・		・ ~ ・	円	
燃料代	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。
(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【9】

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8年 月 日

令和8年3月8日執行

選挙

候補者

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を) してください。	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	②左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	・ ・	円	
	・ ・	円	
	・ ・	円	
	・ ・	円	
	・ ・	円	
	・ ・	円	
	・ ・	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、請求書の用紙とともに候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が洲本市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収されたときは、運送事業者等は、洲本市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (2) (1)以外の場合 16,100 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結されたときは、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用されるときは、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、洲本市に支払を請求することはできません。

請求書【10】

(選挙運動用自動車の使用・自動車)

洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 8年 月 日

洲 本 市 長 様

住所 (所 在 地)

氏名 (名 称)

(代表者名)

(印)

記

1 請求金額 円

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和8年3月8日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 支払先口座

銀行	支店	種類	口座番号
		普通・当座	
ふりがな			
口座名義			

※この請求についての連絡先をご記入ください。

電話番号		事務担当者名	
------	--	--------	--

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（自動車）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収されたときは、洲本市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあっては本人の確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)		請求金額	備 考
		ハイヤー等の 場合	その他の場合		
・ ・	円	円	16,100 円	円	
・ ・	円	円	16,100 円	円	
・ ・	円	円	16,100 円	円	
・ ・	円	円	16,100 円	円	
・ ・	円	円	16,100 円	円	
・ ・	円	円	16,100 円	円	
・ ・	円	円	16,100 円	円	
計					円

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書【11】

次の自動車燃料代につき、洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 8年 月 日

洲本市選挙管理委員会

委員長 蓮井 慶太郎 様

令和8年3月8日執行

選挙

候補者

記

1 契約年月日 令和 8年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認申請金額 円 (◎印欄の金額)

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	◎ 円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から洲本市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【12】

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 3 月 日

令和 8 年 3 月 8 日 執行

候補者

選挙

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和 8 ・ 3 ・		ℓ	円	
令和 8 ・ 3 ・		ℓ	円	
令和 8 ・ 3 ・		ℓ	円	
令和 8 ・ 3 ・		ℓ	円	
令和 8 ・ 3 ・		ℓ	円	
令和 8 ・ 3 ・		ℓ	円	
令和 8 ・ 3 ・		ℓ	円	

備考

- 1 この証明書は、使用実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、請求書の用紙とともに給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給の際に燃料供給業者から受領したもの）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された「選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごと（ただし、同じ日に複数回供給を受けた場合は、1回の供給ごと）に記載してください。
- 4 燃料供給業者が洲本市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収されたときは、燃料供給業者は、洲本市に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第19号その2（第28条関係）

請 求 書【13】 (選挙運動用自動車の使用・燃料)

洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 8年 3月 日

洲 本 市 長 様

住所（所在 地）

氏名（名 称）

（代表者名）

印

記

1 請求金額 円

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和8年3月8日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 支払先口座

銀行	支店	種類	口座番号
		普通・当座	
ふりがな			
口座名義			

※この請求についての連絡先をご記入ください。

電話番号		事務担当者名	
------	--	--------	--

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収されたときは、洲本市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）の本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合には、場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
・	・	円 ℓ 円 × =			
・	・	円 ℓ 円 × =			
・	・	円 ℓ 円 × =			
・	・	円 ℓ 円 × =			
・	・	円 ℓ 円 × =			
・	・	円 ℓ 円 × =			
・	・	円 ℓ 円 × =			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」 (計) 欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」 欄には、(ア) の (計) 欄又は(イ) の (計) 欄のうちいづれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」 欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」 欄及び「(ア)」 欄は、燃料供給を受けた日ごとに記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【14】

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 8年 月 日

令和8年3月8日執行

選挙

候補者

記

運転手の氏名及び住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
令和 8・・	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、請求書の用紙とともに候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が洲本市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収されたときは、運転手は、洲本市に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用されたときは、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、洲本市に支払を請求することはできません。

請　求　書【15】

(選挙運動用自動車の使用・運転手)

洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 8年 3月 日

洲 本 市 長 様

住所 (所 在 地)

氏名 (名 称)

(代表者名)

印

記

1 請 求 金 額 円

2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和8年3月8日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 支払先口座

銀行	支店	種類	口座番号
		普通・当座	
ふ り が な			
口 座 名 義			

※ この請求についての連絡先をご記入ください。

電話番号		事務担当者名	
------	--	--------	--

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（運転手）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収されたときは、洲本市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）の本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合には、場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請　求　内　訳　書

雇用年月日	報酬（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備　考
・　・	円	12,500　円	円	
・　・	円	12,500　円	円	
・　・	円	12,500　円	円	
・　・	円	12,500　円	円	
・　・	円	12,500　円	円	
・　・	円	12,500　円	円	
・　・	円	12,500　円	円	
計				円

備考

「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用ビラ作成

提出時期	様式名	番号
あらかじめ	ビラ作成契約書	【16】
	選挙運動用ビラ作成契約届出書	【17】
請求前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	【18】
請求のとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 (※選挙管理委員会から交付)	
	選挙運動用ビラ作成証明書	【19】
	請求書 (選挙運動用ビラの作成)	【20】

ビラ作成契約書【16】

選挙 候補者 (以下「甲」という)
と (以下「乙」という) は、甲が使用する選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第 142 条に定めるビラ

2 数 量 枚

3 契 約 金 額 円 単価 円 錢 (税込)

4 納 入 期 限 令和 8 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき洲本市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、洲本市に請求する額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は洲本市に請求ができない。

6 そ の 他

この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 8 年 月 日

甲 選挙 候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用ビラ作成契約届出書【17】

次のとおり選挙運動用ビラ作成の契約を締結したので届け出ます。

令和 8年 月 日

令和8年3月8日執行

選挙

候補者

洲本市選挙管理委員会
委員長 蓮井 慶太郎 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
・	・	枚	円	
・	・	枚	円	
・	・	枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【18】

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 8年 月 日

洲本市選挙管理委員会

委員長 蓮井 慶太郎 様

令和8年3月8日執行

選挙

候補者

記

1 契約年月日 令和 8年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚 (◎印欄の枚数)

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	◎ 枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から洲本市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用ビラ作成証明書【19】

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 8 年 月 日

令和 8 年 3 月 8 日 執行

選挙

候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、請求書とともに候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が洲本市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収されたときは、ビラ作成業者は、洲本市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数
ア 洲本市議会議員選挙 4,000 枚
イ 洲本市長選挙 16,000 枚
 - (2) 限度額 8 円 38 銭 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額

請求書【20】 (選挙運動用ビラの作成)

洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 8年 3月 日

洲 本 市 長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者名）

印

記

1 請求金額 円

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和8年3月8日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 支払先口座

銀行	支店	種類	口座番号
		普通・当座	
ふりがな			
口座名義			

※この請求についての連絡先をご記入ください。

電話番号		事務担当者名	
------	--	--------	--

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収されたときは、洲本市に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）の本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書

印刷金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
				8.38					

備考

- 1 D欄には、8円38銭を記載してください。
- 2 E欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用ポスター作成

提出 時期	様式名	番号
あ ら か じ め	ポスター作成契約書	【21】
	選挙運動用ポスター作成契約届出書	【22】
請求前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	【23】
請求 の とき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書（選挙管理委員会から交付）	
	選挙運動用ポスター作成証明書	【24】
	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	【25】

ポスター作成契約書【21】

選挙 候補者 (以下「甲」という) と
(以下「乙」という) は、選挙運動用ポスターの作成について次の
とおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第 143 条に定めるポスター

2 数 量 枚

3 契約金額 円 単価 円 (税込)

4 納入期限 令和 8 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき洲本市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、洲本市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は洲本市に請求ができない。

6 その他

この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

令和 8 年 月 日

甲 選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用ポスター作成契約届出書【22】

次のとおり選挙運動用ポスター作成の契約を締結したので届け出ます。

令和 8年 月 日

令和8年3月8日執行

選挙

候補者

洲本市選挙管理委員会
委員長 蓮井 慶太郎 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
・	・	枚	円	
・	・	枚	円	
・	・	枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【23】

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第13条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 8年 月 日

洲本市選挙管理委員会
委員長 蓮井 慶太郎 様

令和8年3月8日執行

選挙

候補者

記

1 契約年月日 令和 8年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚 (◎印欄の枚数)

区分	作成枚数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	◎ 枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から洲本市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

選挙運動用ポスター作成証明書【24】

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 8年 月 日

令和8年3月8日執行

選挙

候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
ポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、請求書とともに候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が洲本市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収されたときは、ポスター作成業者は、洲本市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

洲本市におけるポスター掲示場数

(2) 限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 錢} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

請求書【25】 (選挙運動用ポスターの作成)

洲本市議会議員及び洲本市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第13条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 8年 3月 日

洲本市長様

住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者名）

印

記

1 請求金額 円

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和8年3月8日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 支払先口座

銀行	支店	種類	口座番号
		普通・当座	
ふりがな			
口座名義			

※この請求についての連絡先をご記入ください。

電話番号		事務担当者名	
------	--	--------	--

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収されたときは、洲本市に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）の本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書

ポスター 掲示場数	印刷金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
201				2,161	201	434,361				

備考

- 1 「ポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙公費負担関係の届出代理人証明書【26】

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、 の令和8年3月8日執行の洲本市
選挙における選挙公費負担関係の届出について、私に代わって届出に関する事務を行
うものであることを証明します。

令和 年 月 日

(候補者の住所)

(候補者の署名又は記名押印)